

令和2年9月 4日

指定管理者希望各位

那覇市公園管理課長
(公印省略)

質問内容回答表

番号	質問項目	「波の上ビーチ広場」指定管理募集要項および仕様書の質問内容及び回答	
		質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
募集要項 P2	5. 法令等の遵守について	業務仕様書5. 法令等の遵守、様式7（1）に「波の上ビーチ」と「波の上ビーチ広場」の連携協力に関する協定書とありますが、この協定書の内容の開示をお願いいたします。	公園管理課窓口にて閲覧ください。
募集要項 P3	1 施設の概要等 (3) 施設概要	施設の構成には、波の上ビーチの救護室は含まれますか？ 含まれる場合、修繕費の負担等は那覇市になりますでしょうか？指定管理者になりますでしょうか？	救護室はありません。
募集要項 P3	2 管理運営業務 (1) ①（キ） セルフモニタリングの実施	セルフモニタリングの具体的手法についてご教示下さい。	本市の「指定管理者制度に関する運用指針」に基づき実施して頂きます。 那覇市HPに公表していますご覧ください。 (https://www.city.naha.okinawa.jp/)
募集要項 P3	4 収入及び経費等 (1) 委託料（指定管理料）の支払い	指定管理料の支払いは毎年何月が目安になりますでしょうか？	年度協定書で3回の分割払い（4月、10月、1月頃）することが出来ます。
募集要項 P4	4 収入及び経費等 (5) 修繕、備品購入費について	指定管理料とは別に予算の範囲内で概算払いとありますが、この予算は、年度ごとに提出する予算書の中に計上して提出という流れでしょうか？ また、別に専用の予算書を提出するのでしょうか？	予算の範囲内とは、当課の当該部分の確保できる予算範囲内で、指定管理者の要求により概算払いが可能で、実績に基づき年度末に精算します。 それにより、専用の予算書を提出することは現在のところありません。
募集要項 P4、6	6 リスク対応について	施設の修繕及び倒木処理などは1件50万円未満が指定管理者と記載があります。 ・50万円以上の場合は、費用負担修繕責任ともに那覇市 ・50万円未満の場合は、費用負担修繕責任ともに指定管理者 という認識でよろしいでしょうか？ また、50万未満の修繕と、「4 収入及び経費等」に記載がございます概算払いの修繕・備品購入費は、50万未満の指定管理者が負担する部分が該当するということということでしょうか？	お見込みのとおりです。
募集要項 P8	11 提出書類について	(3)～(8)、(10)について、共同企業体の場合は各構成企業のものを出する形になりますでしょうか？	各構成企業のをすべて提出ください。また、(11)の様式4についても、提出してください。
その他 業務仕様書 P4	7. ①ア、ウ	ア～業務時間は～1人以上の職員を配置すること。 ウ シャワーの使用期間及び～管理責任者1名以上を配置することと記載がありますが、この配置はそれぞれ管理事務所へ1名を必ず常駐させなければならないという意味でしょうか？	その通りになります。
業務仕様書 P5	別紙 維持管理業務の主な内容	4 樹木の剪定備考欄に「高木の剪定は市の負担で行う」とありますが、高木の明確な実数（〇m以上等）を教示ください。	高木は、高さ4m以上かつ幹回り30cm以上とします。

その他	収支について	参考にできる収支報告書(維持費・経費)などはありますか？また、開示は行えますか？	令和元年度の収支報告書がありますので、公園管理課窓口にて閲覧ください。
その他	公園利用人数について	公園利用人数について開示はできますでしょうか？できれば、シャワー利用人数、自主事業(BBQ、売店等)、各施設(上広場、中広場等)で項目がわかれているものが望ましいです。	令和元年度の利用者数は以下の通りです。 上広場、中広場、芝生広場の利用者1,238人 コインシャワー利用者22,973人(推定値) バーベキュー利用者3,898人 売店利用者 15,689件
その他	イベントでの利用について	毎年開催される定例イベント等はございますでしょうか？あれば事前に教えて頂きたいと思います。また、各イベントについて使用料等は減免対象かも知わせて教えていただけると助かります。	令和元年度の実績として、以下の通りです。 5月頃 なんみん祭(なんみん祭実行委員会) 9月頃 供養祭(那覇市連合遺族会) 那覇市戦没者追悼式(那覇市福祉部) 11月 殉職警察職員慰霊祭(沖縄県警察本部) 以上については、減免対象となっております。 12月末～1月初旬 年末年始出店(沖縄県出店事業者協働組合)
その他	施設の増設について	建築物として施設を増設することは可能でしょうか？	別途、都市公園法の第5条に基づく設置許可申請手続きが必要でそのなかで判断することになります。
その他	施設への改変について	予め那覇市の承認を得た上で、既存施設への軽微な改変は可能でしょうか？ (例) 外壁の塗りなおし、室内のリフォーム等。	お見込みのとおり、既存施設の改変は、軽微な場合でも本市と事前協議し承認が必要となります。
その他	自主事業について	自主事業の営業時間については、4月～10月のみ等の取り決めがございますか？	取り決めはございませんが、事前協議及び本市の承認が必要となります。
その他	自主事業について	予め那覇市の承認を得れば、自主事業を第三者へ委託することは可能でしょうか？	自主事業の実施に当たっては、事業計画に基づき指定管理者の責任と負担で行うこととなります。なお、公の施設等を利用することを鑑みて公共性、平等性などが求められます。
その他	仕入れ先について	自主事業で販売する商品や仕入れ先については指定管理者が選定できますか？	
その他	契約等について	那覇市、および現指定管理者により仕様書以外で引継ぐべき契約などがあれば列挙ねがいます。	現在、引き継ぐべき契約はありませんが、地域連携を図る目的から部分的に自治会委託している範囲があり、その点の配慮が求められます。
その他	施設の法定点検などのについて	法定定期点検が必要な設備があれば教えてください。また、点検頻度についてもご教授願います。	現在のところ、法定定期点検が必要な設備はありません。
	草木処分費について	草刈り等によって多量の草木処分が必要になると想定されますが、処分費の費用負担は那覇市、指定管理者、どちらになりますでしょうか？	指定管理者の負担となります。
	不法投棄の処分について	不法投棄された廃棄物については、処分の責任と費用負担は、那覇市と指定管理者のどちらになりますでしょうか？	指定管理者の負担となります。